



令和8年度

阪神北☆夢づくり応援事業

補助募集枠

一般
事業枠

—NEW—

交流拡大
推進枠

申込受付期間

3.19 木 - 4.20 月 必着

1 補助の要件

対象団体

(1) 一般事業枠

阪神北地域内（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）で活動している団体。
ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- ①組織、運営、代表者に関する事項を定めていない団体
- ②宗教活動、政治活動、営利活動を行うことを主たる目的とする団体
- ③暴力団もしくはその統制下にある団体、その他公共の福祉に反する活動を行う団体
- ④過去に当補助事業に3回以上採択されている団体

※一般事業枠で3回採択された団体も、交流拡大推進枠は特別枠であるため申請可能

(2) 交流拡大推進枠【新規】

阪神北地域内（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）に本店又は活動拠点を有し、体験プログラムの造成や磨き上げを行う次の各号に掲げる者。

- ①中小企業者、個人事業主
- ②観光振興または地域活性化を目的として組織され、地域の事業者その他の関係者により構成される団体

ただし、上記(1)の①、③のいずれかに該当する者、②の「宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体」に該当する者を除く。

対象事業 ※別事業であれば、一般事業枠及び交流拡大推進枠の両枠に申請可能

(1) 一般事業枠

事業内容・事業例	補助金
SDGsの推進、阪神地域ビジョン2050の実現を図るため、阪神北の地域資源を活用し、阪神北地域内外の課題解決や交流促進につながる事業 ～令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に実施され完了する事業～ <例示> ○ 地域の歴史、文化、豊かな自然などを活かし、まちのにぎわいを創出する事業 ○ 地域の伝統文化体験や学習を通じて、次世代へ継承する事業 ○ 災害に強いまちづくりなど、地域の防災に資する事業 等	上限 20万円

(2) 交流拡大推進枠【新規】

事業内容・事業例	補助金
SDGsの推進、阪神地域ビジョン2050の実現を図るため、阪神北の地域資源を活用した体験プログラムの造成や磨き上げにより、阪神北地域内外や海外との継続的な交流の体制・仕組づくりの促進につながる事業 ～令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に実施され完了する事業～ <例示> ○ 体験観光コンテンツ等の企画開発、造成 ○ 体験プログラムのインバウンドの受入時の通訳受入、海外OTA掲載及び広告 ○ 誘客促進につながるホームページの改修や多言語化 等	上限 20万円 (補助対象 経費の1/2 以内)

▼以下に該当する事業は対象から除きます。

- ・宗教活動、政治活動、財産の形成、営利活動（一般事業枠）を目的とする事業
- ・公序良俗に反するものや法律等に抵触する事業
- ・団体構成員のみが利益を受ける事業
- ・当補助金を活用した複数団体による合同開催事業
- ・同じ事業内容に対して、国、兵庫県（兵庫県の関連団体や外郭団体を含む。）、市町から助成金・補助金を受けている事業や当該行政機関等からの委託事業

補助経費

	補助対象経費	補助対象外経費
①謝金	・講師・一時保育者等への謝金 (5万円上限)	・1人1回5万円以上の謝金 ・スタッフ・協働団体メンバーへの謝金
②旅費	・講師等交通費実費 ・活動に要するスタッフ交通費実費	・自家用車等での移動にかかる経費 (ガソリン代・駐車場代) ・乗車カード購入費 ・タクシー代
③広報 宣伝費	・PR用ポスター、チラシ、パンフレット、 冊子、のぼり等制作費	・スタッフ・協働団体メンバー等の関係者に 依頼した場合にかかる経費
④需用費	・活動資材費 ・事務用品等消耗品費 ・資料コピー代 等	・備品購入費 (1品5万円以上または耐用年数が1年以上のもの) (パソコン等長期にわたって反復使用するもの) ・参加者が負担することが妥当と考えられる経費 (調理実習等の食材費、工作体験等の材料費、 テキスト代等) ・参加者粗品・景品代、手土産代、贈答品代等 ・食糧費(茶菓代、昼食代等) ・営利目的の販売に供する経費
⑤役務費	・郵送費、運搬費、イベント保険料 ・会場設営・撤去費 ・看板、のぼり等設置費 等	・当補助金申請事務にかかる経費 ・スタッフ・協働団体メンバー等の関係者に 依頼した場合にかかる経費
⑥使用料	・会場・付属設備使用料 ・機器レンタル・リース料 ・バス借上料 等	・電話代 ・携帯電話等のリース料 ・プロバイダ利用料等
⑦委託費	・必要な業務を専門業者に委託する経費 (ホームページ作成・会場警備等) ※補助対象経費の1/2上限	・補助対象経費の1/2以上の委託費
⑧その他	・振込手数料 (補助対象経費にかかる分) ・事業実施にあたり、必要性が明確に 認められる経費	・団体の経常的な活動経費、運営費 (定例会議や事務所維持経費、人件費等) ・領収書がない経費、使途が不明な経費

※補助対象経費については、領収書またはレシートが必要(原本)。

※領収書は、宛名が補助対象団体名のものに限りませう。

※事業期間(事業着手年月日から事業完了年月日まで)内の支出に限りませう。

審査基準

(1) 一般事業枠

ア 内容

- ・地域課題に基づいた計画であり、地域資源を活用しながら、その解決に繋がるものか。
- ・事業の趣旨に沿った具体的なもので、実現可能性が高いか。
- ・単なる備品等の購入だけの事業となっていないか。
- ・地域の行事など従来から実施しており、新たな取組のない既存事業となっていないか。

イ 効果

- ・従来の活動に創意工夫を加え活動の拡がり期待できるものか。
- ・事業の趣旨に応じた効果が期待でき、他の団体のモデルとなるものか。
- ・広く地域住民が参加できるなど地域へ拡がり期待でき、地域活性化に繋がるものか。

ウ 将来性

- ・一過性の取組ではなく、継続性が見込まれるか。
- ・将来的に団体の自立・活性化が見込まれ、事業のさらなる発展が期待できるか。

(2) 交流拡大推進枠【新規】

ア 内容

- ・阪神北の地域資源を活用した体験プログラムの造成や磨き上げにより、阪神北地域内外や海外との継続的な交流の体制・仕組づくりの促進に繋がる事業となっているか。
- ・事業の趣旨に沿った具体的なもので、実現可能性が高いか。
- ・単なる備品等の購入だけの事業となっていないか。
- ・地域の行事など従来から実施しており、新たな取組のない既存事業となっていないか。

イ 効果

- ・多彩な地域資源を活用し、国内外の誘客、魅力発信に繋がるものか。
- ・従来の活動に創意工夫を加え活動の拡がり期待できるものか。
- ・事業の趣旨に応じた効果が期待でき、他の団体のモデルとなるものか。
- ・交流人口拡大など経済波及効果が期待でき、地域活性化に繋がるものか。

ウ 将来性

- ・地域資源のさらなる発展が期待できるか。
- ・一過性の取組ではなく、継続性が見込まれるか。

2 応募方法

●申請書受付期間：令和8年3月19日（木）～令和8年4月20日（月）【必着】

※交付申請書類は、阪神北県民局のホームページからダウンロードできます。

●提出方法：メールまたは郵送

※メールで提出の場合:必ず提出後に以下の連絡先まで電話によりメールを送信した旨を連絡のこと

●郵送先・お問い合わせ：兵庫県阪神北県民局 県民躍動室 県民課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15 TEL：0797-83-3137

E-mail：hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp

※メールの件名は、「阪神北夢づくり応援事業についての問い合わせ」としてください。

3 審査方法等

(1) 審査方法

一次審査：書類審査

二次審査：プレゼンテーション審査

▶ プレゼンテーション審査実施日：令和8年5月28日（木）【一般事業枠】

令和8年5月20日（水）【交流拡大推進枠】

※プレゼンテーション審査の詳細は、後日事務局から連絡します。

(2) 補助対象事業等の決定

補助事業の採否と補助金額は、文書で通知します。

審査結果により、不採択になる場合や申請金額から減額になる場合もあります。

採択事業は、団体名、事業名、事業概要、補助金額を阪神北県民局のホームページに掲載します。

4 採択された場合

(1) 広報媒体への掲載

- ・ホームページ、パンフレット、チラシ等へ以下の文言を掲載してください。
「阪神北☆夢づくり応援事業（兵庫県阪神北県民局）助成事業」

(2) ビジョン推進チームへの参画

- ・採択団体においては、「阪神地域ビジョン推進チーム」として参画いただきます。
- ・「報告・交流会」に必ずご参加ください。詳細は、後日事務局から連絡します。

(3) 事業実施の経過報告

- ・事業実施の翌年度以降の3年間、アンケート（利用者数、国籍等）にご協力いただきます。